

## 原子力災害対策マニュアル改訂の概要

平成24年10月19日  
原子力防災会議幹事会

## 1. 趣旨

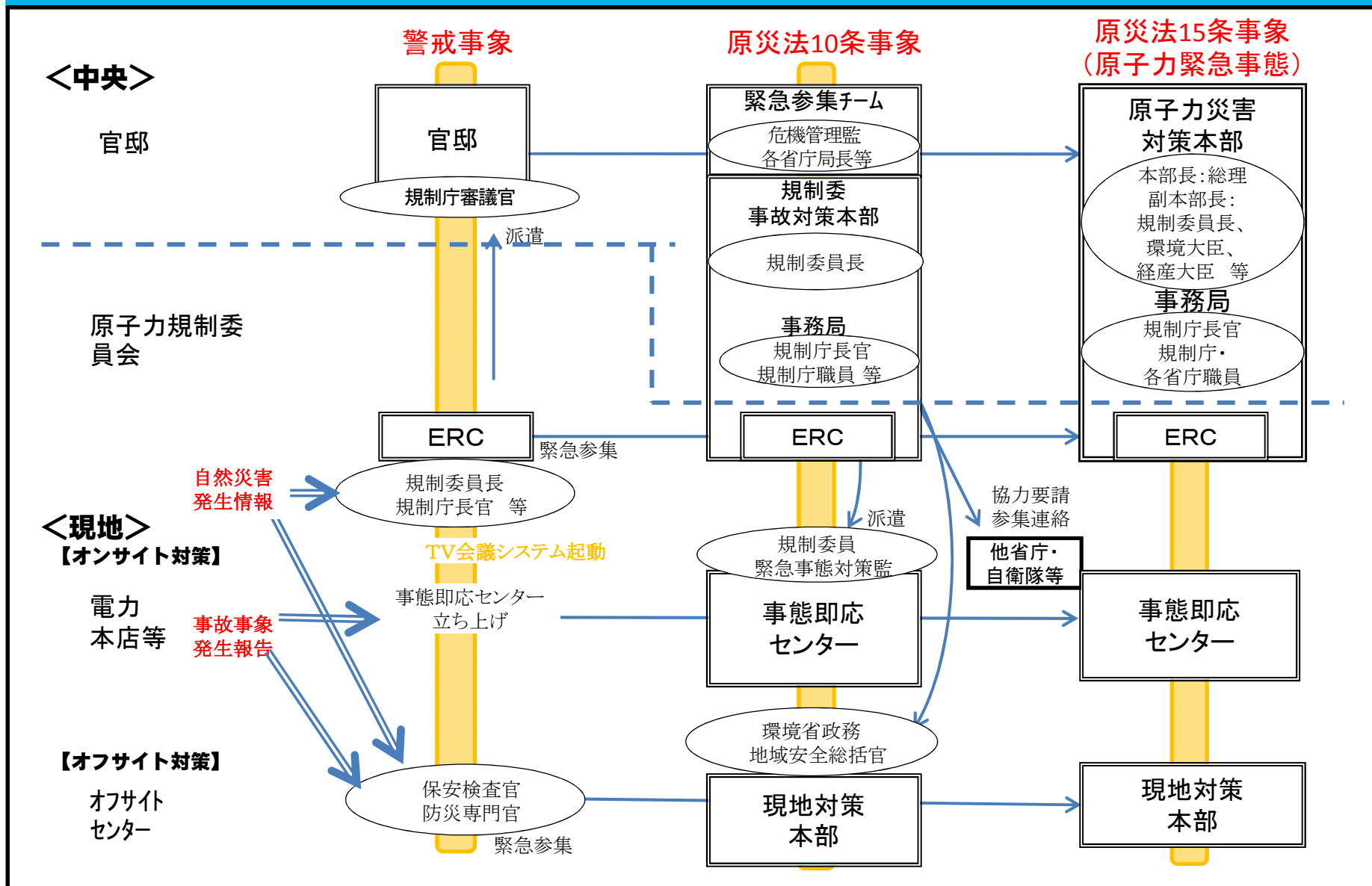
- 原災法及び防災基本計画等を踏まえて、原災本部事務局の具体的な対応体制・手順、関係省庁との連携等の活動要領等を規定。今般、東京電力福島原子力発電所事故の教訓を踏まえて改訂。

※ 原子力防災会議の下部組織として設置される幹事会（局長級会議）においてとりまとめ、原子力防災会議に報告する。

## 2. 主な改訂事項

- 官邸主導を支える事務局体制の構築
  - ・ 原災法第10条に基づく通報の時点で規制庁幹部等は官邸に参集。プラントの事故収束と初動避難の指示等について総理・委員長の意思決定を補佐。
  - ・ 規制庁緊急時対応センターは、情報集約・分析等のバックオフィス機能を果たすとともに、関係省庁・自治体への連絡・調整等を行い、官邸の指示等を適切に実施。
- オンサイト対策の対応体制の強化
  - ・ 事態即応センター（電力本店等）に委員会委員及び緊急事態対策監を派遣し、官邸と緊密に連携して、プラントの情報収集と事業者の事故収束対応を監督。
  - ・ 必要かつ対応可能な場合には、実動省庁を含む関係省庁と調整を行い、それぞれの実動組織によるオンサイト対策に係る調整等を経て、実動組織が活動する。
- オフサイト対策の対応体制と業務を明確化
  - ・ 規制委員会のみならず原子力利用省庁をはじめとした関係省庁から要員を招集し、原子力被災者生活支援チームを設置。
  - ・ 関係機関がそれぞれの特徴を生かしつつ、政府一体となって住民避難、被ばく医療、被災者の生活支援・帰還支援等に取り組む。
- 事後対策の主な業務を具体化
  - ・ 健康管理・除染・廃棄物対策等の主な事後対策を国が責任をもって推進

# 原子力緊急事態に至るまでの初動対応体制



・ TV会議システムを起動。  
 ・ 規制委員会を中心に警戒体制を構築。

・ 官邸にオペレーションルームを設置。

・ 原子力災害対策本部を官邸に設置。